

鳥取県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年 5 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理 事	中 村 幸 治	鳥取市江津654
〃	村 上 力	鳥取市江津601
〃	岡 本 幸 男	鳥取市江津681
〃	青 木 充 宏	鳥取市江津668
〃	松 下 清 寿	鳥取市江津628
監 事	魚 崎 勇	鳥取市江津610
〃	高 田 忠 治	鳥取市江津635

平成21年 4 月12日退任

就任した役員の氏名及び

理 事	中 村 幸 治	鳥取市江津654
〃	村 上 力	鳥取市江津601
〃	岡 本 幸 男	鳥取市江津681
〃	青 木 充 宏	鳥取市江津668
〃	松 下 清 寿	鳥取市江津628
監 事	魚 崎 勇	鳥取市江津610
〃	高 田 忠 治	鳥取市江津635

平成21年 4 月13日就任 任期 2 年